

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

舟形町長 森 富広

市町村名 (市町村コード)	舟形町 063631
地域名 (地域内農業集落名)	堀内地区 (馬形・瀬脇・堀内・実栗屋・洲崎・横山・真木野・新堀・西又・松橋)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月26日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、中心経営体の平均年齢64.2歳と徐々に高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者数:134人、団体経営体(法人・集落営農組織等)4経営体

主な作物:水稲、そば、きゅうり、ねぎ、アスパラガス

(2) 地域における農業の将来の在り方

町が定める重点振興作物の栽培者を増やし、産地化を目指していく。また、農業経営の複合化のため、園芸作物への転換を図りながら、水稲及び園芸作物等による複合化を目指す。併せて冬期促成物の栽培を推奨していく。

人材確保については、新規就農者育成総合対策事業及び町独自支援制度を活用しながら新規就農の促進を図る。加えて、機械利用組合及び農作業受託組織を育成し、農業者の高齢化と労働力不足に備えるとともに、作業の効率化及び機械の共同化、経営の安定化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	344 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。また、意欲のある経営体による6次産業化への取り組みを目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るためそばに係る作業は舟形町そば組合へ委託するとともに、それ以外の水稻に係る防除等の作業は、スマート農業を導入する中心経営体に委託し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①
②農地の耕作放棄地化の防止及び解消については、集落レベルでの話し合いを行うとともに、中山間地域等直接支払い交付金及び多面的機能支払交付金を活用しながら対応する。